

第 1 部 本編

第1部 本編	1
第1編 総則	1
第1章 計画の目的及び構成	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の基本方針	1
第3節 計画の周知	1
第4節 計画の運用・習熟	2
第5節 計画の構成	2
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	3
第1節 各機関の実施責任	3
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 村民及び事業所の基本的責務	14
第4節 減災に向けた村民運動の展開	14
第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応	15
第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	15
第4章 防災の基本方針	16
第1節 風水害	16
第2節 火災	16
第3節 震災	16
第4節 原子力災害	17
第5節 要配慮者への配慮・地理的条件への対応	17
第5章 諸塚村の地勢と災害要因、災害記録	18
第1節 位置	18
第2節 自然的要因	19
第3節 社会的要因	19
第6章 風水害の想定	22
第1節 風水害の概況	22
第2節 村内の危険箇所	28
第3節 災害の想定	28
第7章 震災の想定	30
第1節 震災対策の基本的考え方	30
第2節 宮崎県を取り巻く地震環境	30
第3節 宮崎県における地震被害	31
第4節 想定地震と被害想定	33
第5節 発災時に必要とされる行動の概要	46
第8章 原子力災害の想定	47
第9章 災害履歴	48

第2編 予防対策計画	49
第1章 災害に強いまちづくり	49
第1節 地域防災構造の強化	49
第2節 風水害に強いまちづくり	51
第3節 建築物の安全化.....	53
第4節 地盤災害防止対策の推進	55
第5節 河川・ダム・治山・砂防	56
第6節 道路等交通関係施設の整備と管理	58
第7節 ライフライン施設の機能確保	59
第8節 危険物等施設の安全確保	60
第9節 防災基盤・施設等の緊急整備	61
第10節 雪害予防対策	61
第11節 地震災害に関する調査及び観測等の推進.....	62
第12節 風水害に関する調査・研究の推進	63
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	65
第1節 災害発生直前における体制の整備	65
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	68
第3節 活動体制の整備.....	69
第4節 救急・救助及び消火活動体制の整備.....	71
第5節 医療救護体制の整備	74
第6節 緊急輸送体制の整備	76
第7節 避難収容体制の整備	78
第8節 備蓄に対する基本的な考え方	82
第9節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	83
第10節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備.....	84
第11節 要配慮者に係る安全確保体制の整備.....	87
第12節 二次災害防止体制の整備	90
第13節 防災訓練の実施.....	92
第14節 災害復旧・復興への備え	93
第15節 減災目標	94
第3章 村民の防災活動の促進	96
第1節 防災知識の普及.....	96
第2節 自主防災組織等の育成強化.....	99
第3節 ボランティアの環境整備	101
第4節 地区防災計画の策定	104
第5節 災害教訓の伝承.....	104

第3編 応急対策計画	105
第1章 警戒期の対応（風水害）	105
第1節 警報等の伝達	105
第2節 避難誘導の実施	112
第3節 災害の未然防止対策	113
第4節 水防計画	114
第2章 災害対策本部体制の確立	118
第1節 応急活動体制の設置、廃止の基準	118
第2節 体制の変更及び移行	120
第3節 各本部の廃止	120
第4節 通知及び公表	121
第5節 災害対策本部の設置	121
第6節 災害対策本部の組織	122
第3章 情報の収集、伝達	130
第1節 災害情報の収集・連絡	130
第2節 通信手段の確保	138
第4章 救助・救急及び消火活動	143
第1節 救助・救急活動	143
第2節 消火活動	144
第5章 地域住民相互援助	148
第1節 村民組織及び民間団体の活動範囲	148
第2節 災害対策本部が行う活動要請の手続き	148
第3節 活動の内容と事後の措置	149
第6章 医療救護活動	150
第1節 医療機関による医療救護活動	150
第2節 搬送体制の確保	151
第3節 医薬品等の供給	152
第4節 医療情報の確保等	152
第7章 二次災害防止	153
第1節 水害、土砂災害対策	153
第2節 建築物等の倒壊対策	155
第3節 爆発及び有害物質による二次災害対策	156
第4節 宅地等の崩壊対策	158
第8章 非常時優先業務の判断と要員配置	160
第1節 業務継続計画の構成と目標	160
第2節 職員の状況調査と配置調整	164
第9章 緊急輸送力の確保	165
第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	165

第2節	陸上輸送体制の確立	167
第3節	航空輸送体制の確立	175
第4節	燃料の確保.....	176
第10章	避難対策.....	177
第1節	避難誘導の実施.....	177
第2節	避難所の開設、運営	185
第3節	被災者の把握	188
第4節	避難生活環境の確保	189
第5節	被災者等への的確な情報伝達活動	191
第6節	相談窓口の設置.....	192
第7節	村民等からの被災者の安否確認について.....	193
第11章	応急給水対策.....	194
第1節	飲料水の供給及び給水の実施	194
第12章	緊急物資対策.....	197
第1節	食料の供給.....	197
第2節	生活必需品の供給	199
第13章	要配慮者対策.....	201
第1節	要配慮者への配慮.....	201
第14章	保健衛生・防疫対策	206
第1節	保健衛生対策の実施	206
第2節	防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施	208
第15章	し尿・ごみ等の処理	212
第1節	し尿・ごみ等の処理	212
第16章	がれき処理	215
第1節	がれき処理.....	215
第2節	環境対策の実施.....	215
第17章	防犯対策.....	217
第1節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	217
第18章	公共施設等の応急復旧活動	220
第1節	村有通信施設等の応急復旧	220
第2節	公共土木施設等の応急復旧	220
第19章	ライフラインの応急対策	223
第1節	事業者間の連絡・協力.....	223
第2節	ライフライン施設の応急復旧	223
第20章	受援対策.....	227
第1節	地方公共団体による広域的な受援体制	227
第2節	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	229
第3節	自発的支援の受入れ	234
第4節	義援物資、義援金の受入れ.....	239

第 21 章 行方不明者等の捜索	241
第 1 節 行方不明者等の捜索	241
第 22 章 遺体の確認及び埋葬に関する活動	243
第 1 節 遺体の確認、埋葬の実施	243
第 23 章 文教対策	247
第 1 節 学校教育対策	247
第 2 節 応急保育	251
第 3 節 文化財保護対策	251
第 24 章 災害救助法の適用	252
第 1 節 災害救助法の適用	252
第 25 章 農林産関係対策	255
第 1 節 農林産関係対策	255
第 26 章 応急仮設住宅及び住宅の応急措置	258
第 1 節 応急住宅の確保	258
第 2 節 広域一時滞在	261
第 27 章 雪害対策計画	262
第 1 節 雪害対策計画	262

第4編 復旧・復興計画.....	264
第1章 地域の復旧・復興の基本的方向の決定.....	264
第1節 被害が比較的軽い場合の基本的方向.....	264
第2節 被害が甚大な場合の基本的方向.....	264
第2章 迅速な現状復旧の進め方.....	265
第1節 公共施設災害復旧事業計画.....	265
第2節 激甚災害の指定.....	266
第3章 計画的復興の進め方.....	268
第1節 災害復興対策本部の設置.....	268
第2節 災害復興方針・計画の策定.....	268
第3節 災害復興事業の実施.....	268
第4章 被災者の生活再建等の支援.....	269
第1節 被災者への広報及び相談窓口の設置.....	269
第2節 生活確保資金の融資等.....	269
第3節 雇用の確保.....	273
第4節 税対策等による被災者の負担の軽減.....	273
第5節 住宅確保の支援.....	273
第6節 災害復興基金の設立.....	275
第5章 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援.....	276
第1節 中小企業の復興支援.....	276
第2節 農林水産業の復興支援.....	276

第 1 部 本編

第 1 編 総則

第1編 総則

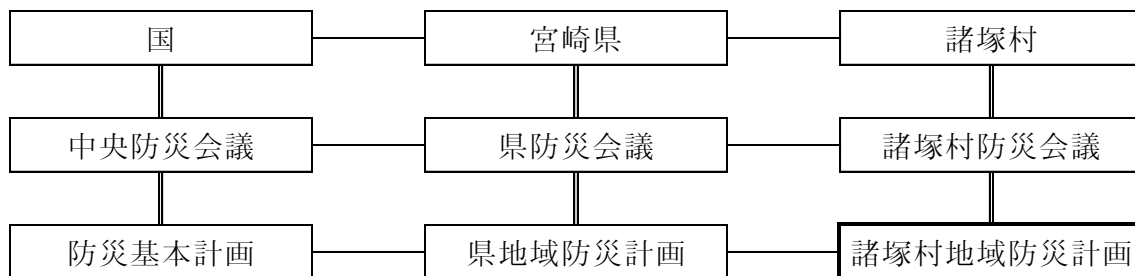
第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、諸塚村防災会議が村の地域における自然災害及び航空機等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定するものである。村、関係機関、村民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における土地の保全と村民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

なお、この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条第2項の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

【国、県及び諸塚村の防災会議並びに防災計画の体系】



第2節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。

防災計画の策定に当たっては、震災対策については宮崎県地震被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害、林野火災等については本村の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者など、いわゆる要配慮者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、村民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

第3節 計画の周知

本計画の内容は、村職員、村民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、村民にも広く周知徹

底させる。

第4節 計画の運用・習熟

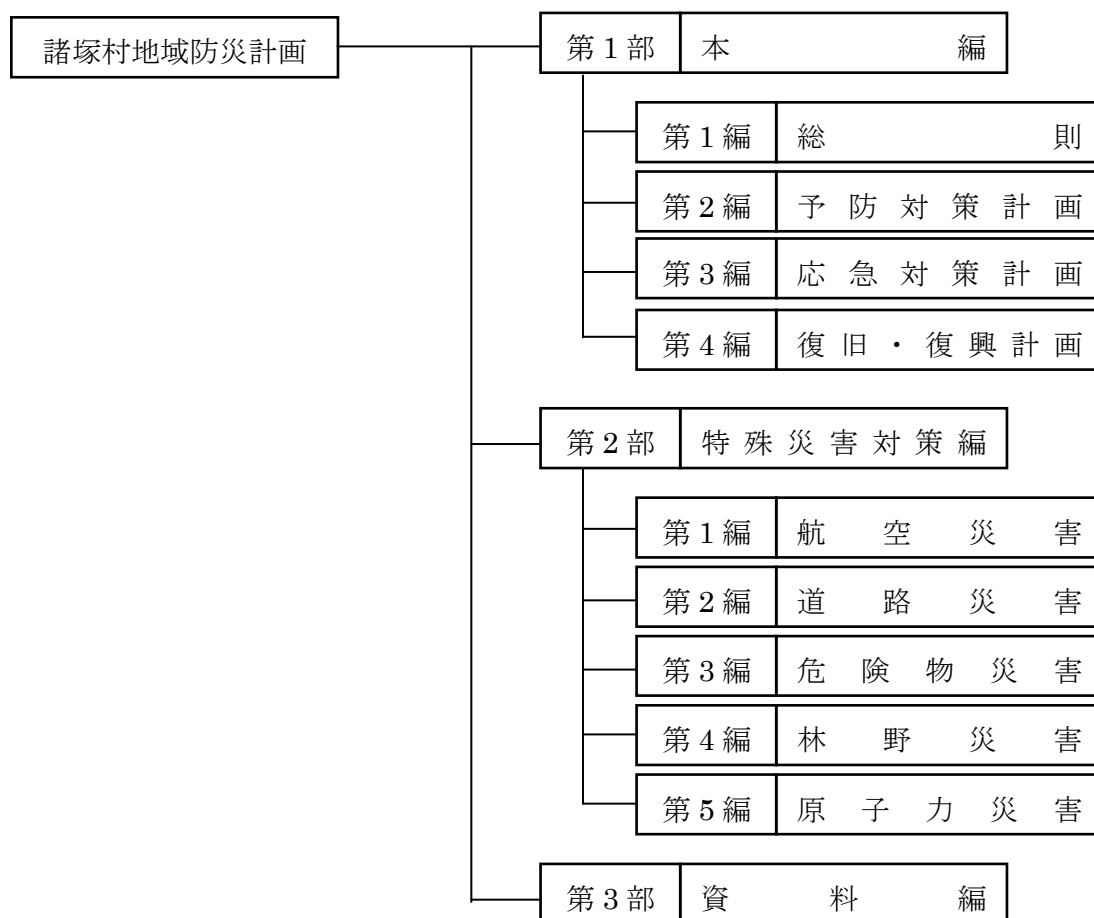
本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第5節 計画の構成

本計画は、災害対応に即した構成としており、第 1 編の総則に続いて、第 2 編予防対策計画、第 3 編応急対策計画、第 4 編復旧・復興計画とした。

なお、以下の災害については「特殊災害」として第 2 部にまとめ、以下の構成とした。

第 1 編航空災害、第 2 編道路災害、第 3 編危険物災害、第 4 編林野火災、第 5 編原子力災害として、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策及び村・防災関係機関・村民等の役割分担を示した。また、第 3 部資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1節 各機関の実施責任

指定地方行政機関等は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を、それぞれの機関の果たすべき業務の役割、地域の実状及び特性等を踏まえつつ策定・修正するものとする。

各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。

防災関係機関は、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、村民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、防災関係機関は村民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力を傾注するものとする。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1. 県

県は、県内及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎県	(災害予防)
	(1) 防災会議に係る事務に関すること。
	(2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
	(3) 防災施設の整備に関すること。
	(4) 防災に係る教育、訓練に関すること。
	(5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
	(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
	(7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること。
	(8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。
	(9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。
	(10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
	(11) 防災知識の普及に関すること。
	(災害応急対策)
	(12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること。
	(13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
	(14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
	(15) 災害救助法の適用に関すること。
	(16) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。
	(17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防

1 〈第1編 総則〉

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	活動に対する指示、調整に関すること。 (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。 (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。 (21) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (22) 地域安全対策に関すること。 (災害復旧) (23) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。 (24) 物価の安定に関すること。 (25) 義援金品の受領、配分に関すること。 (26) 災害復旧資材の確保に関すること。 (27) 災害融資等に関すること。
北部福祉こどもセンター	(1) 災害救助法に基づく救助事務に関すること。 (2) その他生活福祉対策に関すること。
日向保健所	(災害予防) (1) 村が行う保健、衛生、医療対策への協力に関すること。 (2) その他保健環境対策に関すること。 (災害応急対策) (3) 医療救護及び助産対策に関すること。 (4) 防疫対策に関すること。 (5) 給水対策に関すること。 (6) 被災者等への心身ケアへの協力に関すること。 (7) 救急業務協力、あっせんに関すること。
東臼杵農林振興局 (諸塚駐在所)	(災害予防) (1) 農作物、農林業用施設、園芸、家畜及び林産物等の対策に関すること。 (2) 森林治水、治山施設の整備及び防災管理に関すること。 (3) 林野火災予防の普及、啓発に関すること。 (4) 村の危険箇所の把握及び調査協力に関すること。 (災害応急対策) (5) 林野火災対策の実施に関すること。 (6) 災害対策資機材の確保に関すること。 (7) 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (8) 県・村との連絡調整に関すること。
日向土木事務所 (諸塚駐在所)	(災害予防) (1) 道路施設の整備及び防災管理に関すること。 (2) 河川施設の整備及び防災管理に関すること。 (3) 砂防施設の整備及び防災管理に関すること。 (4) 道路施設の予防規制に関すること。 (5) 村の危険箇所の把握及び調査協力に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(災害応急対策) (1) 公共土木施設災害対策の実施に関すること。 (2) 災害対策資機材の確保に関すること。 (3) 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (4) 県・村との連絡調整に関すること。 (5) 道路施設の確保、復旧に関すること。
日向警察署 (諸塚駐在所)	(災害予防) (1) 災害警備計画に関すること。 (2) 通信確保に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害装備資機材の整備に関すること。 (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。 (6) 防災知識の普及に関すること。 (災害応急対策) (7) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (8) 被害実態の把握に関すること。 (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。 (10) 行方不明者の調査に関すること。 (11) 危険箇所の警戒及び村民に対する避難指示、誘導に関すること。 (12) 不法事実等の予防及び取り締まりに関すること。 (13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。 (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。 (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。 (16) 広報活動に関すること。 (17) 死体の確保、検分、検視に関すること。

2. 村

村は、村内及び村民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

処理すべき事務又は業務の大綱
(災害予防) (1) 防災会議に係る事務に関すること。 (2) 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災に係る教育、訓練に関すること。 (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。 (8) 給水体制の整備に関すること。 (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

1 〈第1編 総則〉

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

処理すべき事務又は業務の大綱	
(10) 災害危険区域の把握に関すること。 (11) 各種災害予防事業の推進に関すること。 (12) 防災知識の普及に関すること。 (災害応急対策) (13) 水防・消防等応急対策に関すること。 (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (15) 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 (16) 災害時における文教、保健衛生に関すること。 (17) 災害広報に関すること。 (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (19) 復旧資機材の確保に関すること。 (20) 災害対策要員の確保・動員に関すること。 (21) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること。 (23) 地域安全対策に関すること (災害復旧) (24) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。 (25) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (26) 村民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。 (27) 義援金品の受領、配分に関すること。	

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、村内及び村民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎北部森林管理署	(災害予防) (1) 固有保安林・治山施設の整備に関すること。 (2) 林野火災予防体制の整備に関すること。 (災害応急対策) (3) 林野火災対策の実施に関すること。 (4) 災害対策資機材の確保に関すること。 (災害復旧) (5) 復旧対策資機材の供給に関すること。
九州農政局 宮崎農政事務所 (地域第二課)	(災害予防) (1) 応急食料(米穀)及び乾パンの備蓄に関すること。 (2) 自衛隊所有乾パンの管理換えに関すること。 (災害応急対策)

1 〈第1編 総則〉

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(3) 災害時における主要食料の需給調整に関すること。 (4) 災害対策資機材の確保に関すること。
宮崎地方気象台	(災害予防) (1) 防災気象知識の普及及び指導に関すること。 (2) 気象災害防止のための統計調査に関すること。 (災害応急対策) (3) 気象、地象（地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関すること。 (4) 地震情報の発表及び通報に関すること。 (5) 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。
九州地方整備局 (延岡河川国道事務所)	(災害予防) (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 直轄河川の水防啓発に関すること。 (災害応急対策) (3) 直轄河川の水防災害対策の実施に関すること。 (4) 直轄交通施設の確保、復旧に関すること。 (5) その他防災に関し整備局の掌握すべきこと。

4. 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第43普通科連隊)	(災害予防) (1) 災害派遣計画の作成に関すること。 (2) 地域防災計画に係る訓練の参加・協力に関すること。
航空自衛隊 (新田原基地)	(災害応急対策) (3) 災害派遣による県・村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援・協力に関すること。

1 〈第1編 総則〉

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、村の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
郵便事業会社 郵便局会社 (諸塚郵便局) (七ツ山郵便局)	(災害予防) (1) 要配慮者等の情報提供に関すること。 (災害応急対策) (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対郵便局)策に関すること。 (3) 被災地地方公共団体に対する簡易保険及び郵便貯金資金積立金による短期融資に関すること。 (4) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (5) 道路情報把握への協力に関すること。
西日本電信電話株式会社 (延岡支店)	(災害予防) (1) 電気通信施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。 (災害応急対策) (3) 災害非常通信施設の調整に関すること。 (4) 気象警報の伝達に関すること。 (5) 災害関連電報、電話料金の減免に関すること。
日本赤十字社 (宮崎県支部)	(災害予防) (1) 災害医療体制の整備に関すること。 (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること。 (災害応急対策) (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。 (4) 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する協力の連絡調整の実施に関すること。 (5) 避難所奉仕、義援金品の募集及び配分等の協力に関すること。
九州電力株式会社 (日向営業所)	(災害予防) (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (災害応急対策) (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。 (3) 管理河川施設における災害対策の協力に関すること。 (災害復旧) (4) 被災電力施設の復旧事業の実施に関すること。
日本放送協会 (宮崎放送)	(災害予防) (1) 村民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 (災害応急対策) (2) 村民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

1 〈第1編 総則〉

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(3) 社会事業等による義援金品の募集に関する事。 (4) 各種媒体による災害情報の適正伝達の実施に関する事。
民間放送各社	(災害予防) (1) 防災知識の普及と警報等の周知に関する事。 (災害応急対策) (2) 各種媒体による災害情報の適正伝達の実施に関する事。
日向市東臼杵郡医師会	(災害応急対策) (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関する事。 (2) 負傷者に対する医療活動に関する事。
宮崎県トラック協会	(災害予防) (1) 交通災害の防止、啓発に関する事。 (災害応急対策) (2) 災害時における救助物資等の貨物自動車による輸送の確保に関する事。 (3) 危険物搬送災害における情報提供等協力に関する事。
宮崎交通株式会社 延岡自動車営業所	(災害応急対策) (1) 被災地の人員輸送の確保に関する事。 (2) 災害時の応急輸送対策に関する事。
宮崎県LPガス協会	(災害予防) (1) ガス供給施設の整備と管理に関する事。 (2) ガス関連における防止啓発の推進に関する事。 (災害応急対策) (3) 災害時におけるガス供給の確保協力に関する事。

◇指定公共機関(基本法第2条)

公共的機関及び公益的事業を営む法人で内閣総理大臣が指名するものである。「公共的機関」とは、その業務自体が公共的活動を目的とする機関のことであり、「公益的事業を営む法人」とは、その業務目的は営利目的等であるが、その業務が公衆の日常生活に密接な関係を有する法人である。(西日本電信電話株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、九州電力株式会社、日本通運株式会社等)

◇指定地方公共機関(基本法第2条)

公的施設の管理者及び公益的事業を営む法人で、宮崎県知事が防災と密接な関係があると認めて指定したものである。宮崎県では、以下の法人が指定されている。

- 1 宮崎交通株式会社
- 2 宮崎ガス株式会社
- 3 宮崎日日新聞社
- 4 宮崎運輸株式会社、センコー株式会社、宮崎県トラック協会
- 5 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎
- 6 宮崎県医師会

1 〈第 1 編 総則〉

第 2 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱

7 宮崎県歯科医師会

8 宮崎県薬剤師会

9 宮崎県看護協会

10 LP ガス協会

11 日農汽船株式会社

12 宮崎県管工事協同組合連合会

13 宮崎県警備業協会

14 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ

6. その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
諸 塚 村 消 防 団	(災害予防) (1) 団員の技能の維持・向上に関すること。 (2) 村・公民館の行う防災対策への協力に関すること。 (災害応急対策) (3) 災害情報の収集・向上に関すること。 (4) 消防活動に関すること。 (5) 救助・救急活動に関すること。 (6) 避難活動に関すること。 (7) 行方不明者の捜索に関すること。 (8) その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。
日 向 農 業 協 同 組 合 (諸塚支店)	(災害応急対策) (1) 県・村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 農作物災害応急対策の指導に関すること。 (3) 農業生産資機材及び生活資機材の確保、あっせんに関すること。 (4) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。 (5) 被災組合員に対する資金融資及びあっせんに関すること。
耳 川 広 域 森 林 組 合 (諸塚支所)	(災害予防) (1) 森林風水害に対する森林保険あっせんに関すること。 (災害応急対策) (2) 県・村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (3) 林産物災害応急対策の指導に関すること。 (4) 救出活動における重機、車両等の協力に関すること。 (5) 林野火災対策における協力に関すること。 (6) 被災組合員に対する資金融資及びあっせんに関すること。
諸 塚 村 漁 業 協 同 組 合	(災害応急対策) (1) 県・村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 被災組合員に対する資金融資及びあっせんに関すること。
諸 塚 村 商 工 会	(災害応急対策) (1) 県・村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 食糧、衣類等救援物資の調達・確保に関すること。 (3) 被災組合員に対する資金融資及びあっせんに関すること。

1 〈第1編 総則〉

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
諸塚村社会福祉協議会	(災害予防) (1) 要配慮者対策推進への協力に関すること。 (2) 村・公民館の行う防災対策への協力に関すること。 (災害応急対策) (1) 要配慮者の災害応急対策に関すること。 (2) ボランティア受入に関すること。 (3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。
国民健康保険 諸塚診療所	(災害予防) (1) 防災に関する施設整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 救急体制の技術向上及び研修開催に関すること。 (災害応急対策) (3) 災害時における収容患者の保護及び避難誘導に関すること。 (4) 被災負傷患者等の収容保護に関すること。 (5) 災害時における医療、助産等の救助に関すること。 (6) 近隣医療機関相互館の救急体制への協力に関すること。 (7) 死体確認及び身元確認への協力に関すること。 (8) 村が実施する災害応急対策への協力に関すること。 (要配慮者の緊急入所、要配慮者に配慮した炊き出し等)
特別養護老人ホーム せせらぎの里	(災害予防) (1) 防災に関する施設整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (災害応急対策) (2) 災害時における入所者の保護及び避難誘導に関すること。 (3) 村が実施する災害応急対策への協力に関すること。 (要配慮者の緊急入所、要配慮者に配慮した炊き出し等)
村立小中学校 ・幼稚園 ・保育所	(災害予防) (1) 防災に関する施設整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (災害応急対策) (2) 災害時における園児・児童・生徒の保護及び避難誘導に関すること。 (3) 村が実施する災害応急対策への協力に関すること。 (避難所の管理・運営等)
諸塚村建設業協会	(災害予防) (1) 道路・橋りょうの災害復旧体制検討への協力に関すること。 (2) 水道施設の防災管理への協力に関すること。 (災害応急対策) (3) 林野火災、救出活動等における重機、車両の協力に関すること。 (4) 道路・橋りょう等の災害復旧への協力に関すること。

1 〈第1編 総則〉

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(5) 緊急車両通行への協力に関すること。
民 生 委 員 会 児 童 委 員 協 議 会	(災害予防) (1) 要配慮者対策推進への協力に関すること。 (2) 村・公民館の行う防災対策への協力に関すること。 (災害応急対策) (3) 要配慮者の災害応急対策に関すること。
諸 塚 村 自 治 公 民 館 連 絡 協 議 会	(災害予防) (1) 平常時における地域内防災対策の推進に関すること。 (2) 村・消防団が実施する災害予防対策推進への協力に関すること。 (災害応急対策) (3) 災害時における地域内の防災対策推進に関すること。 (4) 村・消防団が実施する災害応急対策への協力に関すること。 (5) 災害情報の収集・伝達に関すること。
諸 塚 村 消 防 支 援 隊	(災害予防) (1) 村・消防団が実施する災害予防対策推進への協力に関すること。 (災害応急対策) (2) 村・消防団が実施する災害応急対策への協力に関すること。 (3) 災害情報の収集、伝達に関すること。 (4) その他消防団の実施する業務の後方支援に関すること。
諸 塚 村 婦 人 連 絡 協 議 会	(災害予防) (1) 村・消防団が実施する災害予防対策推進への協力に関すること。 (災害応急対策) (2) 村・消防団が実施する災害応急対策への協力に関すること。 (要配慮者に配慮した炊き出し等の後方支援)
一 般 社 団 法 人 ウ ッ ド ピ ア 諸 塚	(災害予防) (1) 村・消防団が実施する災害予防対策推進への協力に関すること。 (災害応急対策) (2) 村・消防団が実施する災害応急対策への協力に関すること。 (3) 林野火災・救出活動等における重機、車両の協力に関すること。
その他公共的団体及び 防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

1 〈第1編 総則〉

第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第3節 村民及び事業所の基本的責務

第3節 村民及び事業所の基本的責務

村民及び事業所の事業者(管理者)は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、村が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

1. 村民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、村民はこの観点に立ち、地域ぐるみの村民の自主防災組織を育成強化し、日ごろから自主的に災害等に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする村・消防団等が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、村民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、村が実施する防災業務について、自発的に協力し、村民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(災害予防)

- (1) 家庭内の防災対策の推進に関すること。
- (2) 平常時における地域の防災対策への積極的な参加に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 災害時における地域の防災対策への積極的な参加に関すること。

2. 事業所の基本的責務

事業所の事業者(管理者)は、村及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払うものとする。

第4節 減災に向けた村民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、村、公共機関、事業者、村民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある。

第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

第1節 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施するものとする。

1. 地域防災計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

1.1 高齢者、障がい者等、要配慮者の増加

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

1.2 村民意識の変化と生活環境の変革に伴う近隣扶助意識の低下

これらの対応として、自主防災組織の育成、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を含めた多くの村民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、的確な防災対策活動を推進するために、地域防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。

第4章 防災の基本方針

本村はその自然的条件から梅雨期・台風期の集中豪雨に伴う河川の増水や土砂崩れ、地すべりによる被害が際立っている。また、地震による土砂災害も懸念される。

そのため、従来も様々な防災対策が各種事業で行われてきたが、災害発生のおそれのある危険区域の指定、防災対策の促進、情報伝達の整備等、総合的防災対策をより一層強化するとともに、災害時における迅速で適切な対応ができるような組織・体制づくり、危機管理等のシステムづくりを進める。

第1節 風水害

本村を流れる耳川及びその支流と、それら周辺の急傾斜地帯は、これまでにもしばしば災害にみまわれており、造林、河川砂防工事等の施設整備が進められてきた。

村域内で災害につながるおそれのある危険箇所は、土石流をはじめ、急傾斜地崩壊、地すべり等 248 箇所に及んでいる。

また、道路決壊及び橋梁決壊による集落の孤立化も懸念されるため、早急に危険箇所の解消を図るべく道路防災事業の推進が急務である。

さらに今後の開発計画、森林伐採計画等の検討に当たり、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、村民の民生安定と生命、財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する必要がある。

また、災害時に備え、防災行政無線や宮崎県気象情報処理システム等の情報各種媒体を有効活用し、村(災害対策本部)からの村民に対する警戒避難体制を強化して被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

第2節 火災

火災については、村民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想され、さらには山林火災にも十分な注意が必要である。火災を未然に防止するため、村民の火災予防、思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織や民間企業の自衛消防組織の確立を図る必要がある。なお、消防力の充実強化については、今後計画的に整備を図り消防施設及び装備の充実に努める。また、消防団員の研修及び訓練の強化についても積極的に推進する。

第3節 震災

宮崎県内に被害を及ぼした近年の地震のうち、日向灘沖で発生した地震が圧倒的に多く、マグニチュードは 6.5 から 7.5 で、県内各地で被害が記録されている。特に、昭和 43 年のえびの地震では多数の住家の全壊が記録されている。本村においては大きな被害はなかったが、県の地震被害想定調査によれば、日向灘南部地震の場合は本村でも震度 5 弱から 5 強、また、日向灘北部地震及び南海トラフ地震の場合は震度 5 強から 6 弱が想定されており、予

断は許されない。このように不意に発生する自然災害に際しては、その地域の総力を挙げた緊急対応が必至である。このため平常時から災害に備えるべく公共施設をはじめ耐震診断等を実施し、結果によっては耐震補強を行うなど、今後の地震防災体制の強化を図っていく必要がある。

第4節 原子力災害

宮崎県内には原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はなく、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下、「川内原子力発電所」という。）についても、県境まで直線距離で約 54 キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、村民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第 6 条の 2 の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、予防的保護措置を準備する区域が概ね半径 5 キロメートルとされ、緊急時防護措置を準備する区域については、概ね 30 キロメートルを目安とすることとされているが、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、宮崎県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、本計画に定めるとともに、防災関係機関に周知を図るよう努める。

第5節 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、要配慮者である高齢者や身障者、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。また、村消防団や防災関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即対応できるよう体制づくりに努める。

第5章 諸塚村の地勢と災害要因、災害記録

本章では村の地形・地質、また降水量など自然的要因、人口・産業など社会的要因にふれ、さらに台風や集中豪雨等本村の特徴的な災害履歴と災害特性を示す。

第1節 位置

本村は、宮崎県の北西部。東臼杵郡の南西部にあり、西は椎葉村、東は美郷町、南も耳川を隔て美郷町に対し、北は西臼杵郡日之影町・高千穂町・五ヶ瀬町にそれぞれ分水嶺をもって境としている。

その位置は、およそ東経 131°12'から 131°25'、北緯 32°27'から 32°39'の間にあり、東西は耳川に沿って約 20km、南北は 18km で、総面積 187.59 km²である。

諸塚村の位置図



第2節 自然的要因

1. 地形・地質

本村は、九州の屋根と称される九州山脈の中にあつて、村境には諸塚山をはじめ、標高 1,000m を超える山岳がそびえ立っている。

村の約 95%は山林であり、その山々に囲まれ地形は険しく、平地が乏しい。そして、わずか 1%にすぎない農耕地が、集落とともに標高 180～800m の山腹谷間に点在している。

源を椎葉村に発する耳川が、美郷町を界して流れており、七ツ山・柳原川の両支流が山間を北から南に流れ耳川に注いでいる。これらの河川は、いずれも水量が豊かであるため水力発電に利用され、村内には 4 箇所の発電用ダムが構築されている。

地質は、大部分が中生層の四万十層群の属しており、多くは砂石・粘板岩及び頁岩の層であり、土壌の大部分は水成岩を基岩とし、土壌は、壤土・礫残土で一部に石灰岩層・灰石が点在している。

2. 気候

日本においても、九州・四国地方の気象は高温・多雨であることが、その特徴と言われ、特に宮崎県はその典型といっても過言ではない。

本村の気温は、九州山脈の中にあつて標高が高いだけに、県の平均温度より 1℃ないし 2℃低い。

年平均気温は 15.7℃(平均最高 21.1℃、最低-10℃)で、量暖月の最高気温 38.3℃、最寒月の最低気温-10℃を記録している。

また、降水量は 2,734mm の山間多雨、高冷地帯であり、特に山岳地帯で、局地的に 3,000mm を超えることも少なくない。宮崎県の場合、特に夏季における降雨は、豪雨の形をとることがその特徴であり、本村の場合は特にその特徴を現している。

第3節 社会的要因

1. 人口

本村の世帯数及び人口は、昭和 35 年の 1,567 世帯、8,048 人をピークに漸次減少して、平成 2 年には 840 世帯、2,917 人、平成 12 年には 799 世帯、2,402 人、平成 22 年には、719 世帯、1,882 人と減少した。(国勢調査より)

この過疎化現象は、鈍化したものの依然として続いており、特に若年層の流出がみられ、また出生数の低下が顕著である反面、65 歳以上の高齢者人口は年々増加し、その占める割合は 40.0%(平成 22 年)と高率で典型的な高齢社会となり、独り暮らし老人世帯、寝たきり老人を抱える世帯が増えている。村の基幹産業である農林業離れ、高学歴化に伴う若年層の流出と中央都市での就職が定着化するなどこうした傾向はまだ続くことが予想され、厳しい状況で推移することも懸念される。高齢化が進むことによる要配慮者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

1 〈第 1 編 総則〉

第 5 章 諸塚村の地勢と災害要因、災害記録

第 3 節 社会的要因

2. 産業

本村の産業は、その立地条件から当然林産物を最大の収入源とする方向で発展した。林業・椎茸・茶・牛を諸塚村の基幹産業として位置づけ、この四大部門を基礎とする産業政策が、現在も一貫して継承されている。

村土の約 95%が山林という条件下、本村の山を織り成すモザイク模様。秋になるとその対照的な色合いはいよいよ鮮やかさを増す。4、50 年サイクルで生産できる杉や檜などの針葉樹、椎茸栽培に必要なクヌギの広葉樹が山にモザイクのように植えてあり、林業で生活する村民の長年のライフスタイルの表れといえる。

また、木材生産のほかに力が入れたのが、常時現金収入がある椎茸栽培で、全国 2 位の椎茸生産量を誇る宮崎県にあって、諸塚は乾燥、生合わせて県内総生産量の 30%を生産している。

そのほか、高冷地という地理的条件を利用したミニトマト、ハウレンソウ、スイートピーなどが生産され、昼夜の温度差のある気象的条件の中で品質の良いものができている。

3. 交通

国道 327 号は、日向市を起点に諸塚村、椎葉村などを経て、熊本県山都町に至る国道で、耳川奥地流域全体の生活、経済、産業、文化の広域幹線道路であり、全線の早期整備が切望される。

国道 503 号は、熊本県高森町を起点に五ヶ瀬町、諸塚村を経て、日向市に至る重要な道路であり、早期整備が切望される。

県道は、2 路線(総延長 29.6 km)で柳原川沿いに高千穂町、日之影町に通じている。

本村の主要村道(1・2 級)は、8 路線 35,467m、一般村道は 176 路線 483,487m で総延長 518,954m が認定路線であり、そのうち、513,764m が車道となっている。(車道率:99,0%)車道は村内全集落(1 軒家まで)に達し、各集落間を結び隣接町村にも連絡され、量的にはほぼ目的達成に近い状態である。しかし、改良及び舗装状況は 1・2 級村道で改良済率 2.6%、舗装済率 100.0%になっている。

一方、一般村道については改良率 5.3%、舗装率 21.3%と整備が遅れている。

林道は、本村の特用林産物である椎茸、木材の生産活動道路として、その役割は大きい。林道の状況は、幹線 11 路線 112,491m、その他の林道 31 路線 60,699m で総延長 173,190m となっている。

舗装済みは幹線 99,810m の 88.7%その他の路線 38,910m の 64.1%の舗装率である。本村の林道の特色は、生活幹線道としての性格が強く、路線によってはむしろ 1・2 級村道よりも利用度・交通量・重要性からいって価値の高い路線が多いことである。しかし、幹線ほど古い規格で開設されているため、急カーブ狭隘な幅員で大型化された現代の交通規格に沿わない点が多く、わずかな路肩決壊でも交通止め、交通制限をしなければならない現状である。

公共交通機関は(有)諸塚交通により立岩線と七ツ山線、荒谷線の 3 路線で定期バスが運行されているにすぎず、交通弱者対策として(有)諸塚交通が村からの運行委託事業により

「ふれあいタクシー」の11路線を週に1回ずつデマンド運行しているにすぎない。

今後、本村の経済的、社会的活動等を支える道路網の骨格としての公共道路の早期整備は急務であり、村民生活に密接な道路は、地形条件などから山間部での安全対策を含めた改良工事等が急がれる。同時に、舗装道路面の補修、道路排水処理、安全施設等の設置などの整備が求められている。

ますます進行する高齢化社会に伴い、増加する高齢者や子供等の交通弱者に対応する公共交通機関また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも、交通網の整備は急務である。

第6章 風水害の想定

宮崎県は台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により村民は大きな被害を被っている。

このため、本編は村民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成 5 年の台風 13 号、平成 9 年の台風 19 号、平成 17 年の台風 14 号をはじめ過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、村民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第1節 風水害の概況

宮崎県の気象災害を原因別、月別に整理したものを次の資料に示す。宮崎県における主な災害は台風による暴風雨災害及びこれに伴う高潮災害並びに低気圧、前線等による水害であって、これらによりしばしば大被害を受けている。

【資料 1-1-6-01 月別気象災害発生件数】

1. 台風による災害

台風災害は宮崎県の気象災害中、その首位を占めるものである。地理的立地条件は台風のたびたびの襲来を受け、年々被むる台風災害は莫大なものである。

1.1 台風の襲来回数が多い。

1.2 台風の最盛期(中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる)に宮崎県を襲うことが多い。

1.3 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長いことなどが、その主な原因である。

1 個の台風で死傷者 565 名、住家 33,850 戸を全半壊させた例もある(昭和 20 年 9 月 17 日枕崎台風)。

2. 台風災害の状況

台風による被害は周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その程度は 1 個の台風で死傷者 369 名、住家 11,837 戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の 2 倍以上となった例もある。(昭和 26 年 10 月 14 日のルース台風)。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが村民の経済を左右しているほどである。

3. 台風の特性

宮崎県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と

北西は高く険しい九州山脈を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、宮崎県は毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと次のとおりである。

3.1 台風の襲来回数

宮崎県に被害を及ぼした台風を調べると（統計期間 1949～2008 年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。）年平均 2.9 個となっており、毎年 2 個以上の台風から被害をうけている。

3.2 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別でみると次の資料のとおりである。これによると、台風の襲来期間は 7 月上旬から 10 月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は 7 月下旬と 8 月中旬から 9 月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7 月下旬は 18 回、8 月下旬は 19 回と圧倒的に多くなっている。

3.3 台風の経路

宮崎県に影響を及ぼす台風の約 70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料(昭和 24 年～平成 20 年)で県内に大きな災害をもたらした台風 42 個(被害総額 50 億円以上について調査した)についての経路をみると、つぎのようになっている。

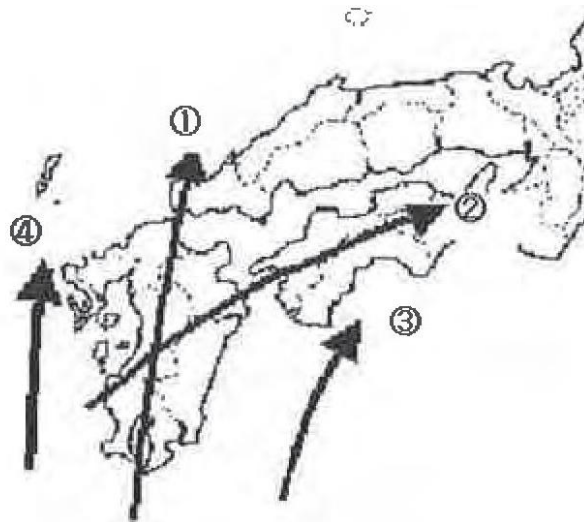


図 宮崎県に被害をもたらした台風の経路（昭和 24 年～平成 20 年）

①	九州南部に上陸した九州縦断	13 個
②	九州西部に上陸した九州斜断	6 個
③	日向灘を北上	7 個
④	九州西方海上を北上	12 個
⑤	その他	4 個

3.4 宮崎県における台風の強さ

宮崎県で観測された台風の最大風速は細島で 69.3m/s (1951 年 10 月 14 日、ルース台風) を観測している。また、日最大降水量は田口原 839mm(1971 年 8 月 29 日、台風第 23 号)を記録している。このことから宮崎県における台風の強さが極めて強烈であることをうかがい知ることができよう。さらに台風による風雨の強さを示すと、次の資料のとおりである。

【資料 1-1-6-02 台風による日最大風速の累計順位 (m/sec)】

【資料 1-1-6-03 日最大降水量・日最大 1 時間降水量の累計順位 (mm)】

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど 8～10 月に起きているが、降水量はややばらつき 6～10 月の間に起きてきいる。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。宮崎県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

1954 年 9 月 14 日の台風第 12 号では、宮崎は 11 日 12 時にはじまり、14 日の 16 時まで 76 時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間を調べると、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ 19 時間、21 時間となっている。また、宮崎県を通過し、その後、本州を北東に進んだ 1954 年 8 月 17 日の台風第 5 号の例でも、宮崎の 72 時間に対して、足摺岬 41 時間、潮岬 36 時間、名古屋、東京いずれも 23 時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯 23～25 度まで北上すると、宮崎県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100～200mm の降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風が中心が宮崎から 600km の距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

宮崎県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

(参考)

熱帯低気圧の分類

熱帯低気圧	最大風速(10分間平均) 17m/s未満
台風	最大風速(10分間平均) 17m/s以上

台風の大きさ

階級	風速15m/s以上の半径
大型(大きい)	500km以上～800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

台風の強さ

階級	中心付近の最大風速
強い	33m/s以上～44m/s未満
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

3.5 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって宮崎県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、または九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

(1) 台風の経路別にみた宮崎県の暴風の特性

台風の経路により宮崎県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

① 台風の進路で異なる宮崎県の暴風

宮崎県に影響を及ぼした代表的な台風 19 個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと次の資料のとおりである。

ア 九州南部に上陸し縦断北上したもの(上陸縦断型)・風速 30m/s 前後から 40m/s 弱で最も強い。

イ 九州西方海上を通過したもの(西方型)・・・・・・風速 20m/s 前後でアに次ぐ。

ウ 九州東方海上を通過したもの(東方型)・・・・・・風速 20m/s 以下で最も弱い。

【資料 1-1-6-04 表 台風の経路別風速表 (宮崎地方気象台観測)】

(2) 宮崎県の暴風の状況と台風の位置との関係

- ① 西方型・・・宮崎県の暴風(「10m/s 以上の風」)以下同じ)は台風が北緯 25° 付近に達したところから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したところ観測される。
- ② 上陸縦断型・暴風の始まりは北緯 28° 付近に達したところで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯 30° 線に達したところに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。
- ③ 東方型・・・暴風は、台風が北緯 27° 付近に達したところから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったところに吹き終る。最大風速は、北緯 31° ～32° 付近で観測される。

(3) 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によってだいたいの型がある。また台風の経路により宮崎県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと次のとおりである。

① 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

ア 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。

イ 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。

ウ 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときとか、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

② 宮崎の降雨状況と台風の位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23～25° 付近に達したころ宮崎では雨が降り始め、台風が中心が宮崎から約 600km の距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

4. 台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、次の表のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量 200mm で、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350mm 以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

総降水量と水害の程度

被害種類 降水量	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	崖崩れ	死者
200 mm 以下	なし	なし	少	少	なし
300 mm	少	少	急に増加	急に増加	なし
350 mm 以上	急に増加	急に増加	甚大	甚大	急に増加

5. 低気圧と前線

低気圧や前線も水害を起こし、その件数は台風に次いで多い。

その雨量は、ときに平地で日雨量 400mm 越えるほどの大雨になった記録(宮崎で観測した 587.2mm、昭 14.10.16)もあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通 1 回の低気圧がもたらす雨量は夏期 50～100mm、冬期は 10～40 mm 程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など停滞前線による雨は雨量も多く、水害を引き起こしやすい。これに対して寒冷前線のような移動性の前線は一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

6. 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

宮崎県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生件数は、1991 年から 2010 年の統計では 21 個であり、全国 3 位の多さとなっている。

竜巻が発生する要因は、宮崎県では台風によるものが多く、台風の中心が宮崎県から見て、南から西にあり、200km～300km 離れて位置する場合に発生しやすい。

また、宮崎県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

6.1 県の竜巻災害の実例

(1) 延岡市で発生した竜巻（平成 18 年台風 13 号）

平成 18 年 9 月 17 日、14 時頃、台風 13 号の九州地方への接近に伴い、竜巻災害が発生し、死者 3 名、負傷者 143 名、住宅全壊 79 棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約 7.5 km、幅 150m～300m におよび、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

竜巻の移動速度は時速約 90km と推定され、竜巻の強度は、「多数の住宅の屋根瓦が飛んだり屋根がはぎ取られた」、「樹木が倒れていたり、折れていた」「自動車が横転した」等の被害状況から藤田スケールで F2 と推定された。

【資料 1-1-6-05 (参考)竜巻の強さと基準（藤田スケール）】

第2節 村内の危険箇所

村内の急傾斜地危険箇所等については、次の資料のとおりである。

- 【資料 1-2-1-01 災害危険箇所総括表】
- 【資料 1-2-1-10 河川】
- 【資料 1-2-1-11 地すべり】
- 【資料 1-2-1-12 急傾斜地崩壊危険箇所】
- 【資料 1-2-1-13 土石流危険渓流】
- 【資料 1-2-1-02 山地災害危険箇所一覧表】
- 【資料 1-2-1-04 地すべり防止区域指定箇所一覧表】
- 【資料 1-1-6-06 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表】

第3節 災害の想定

本計画の策定に当たって、本村の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮して、想定すべき災害を明らかにしておく必要がある。

1. 台風13号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日	平成5年9月2日
最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	404.0mm（えびの）
死傷者	145名
家屋全半壊流出	385戸
一部損壊	33,444戸

2. 台風12号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	昭和29年9月13日
最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	1,265.6mm（渡川）
死傷者	129名
家屋全半壊流出	2,430戸

3. 枕崎台風（風が強く被害の大きかった代表的な台風）

来襲年月日	昭和20年9月17日
最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	550.4mm（神門）
死傷者	565名
家屋全半壊流出	33,944戸

4. 台風19号（近年における床上浸水の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成9年9月15日
最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	927.0mm（神門）
死傷者	12名
家屋全半壊流出	13戸
床上浸水	2,486戸

5. 台風17号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成17年9月5日
最大瞬間風速・風向	32m/s 南東（宮崎地方気象台）
総降雨量	1000mm（諸塚）
家屋全半壊流出	72戸
床上浸水	15戸

第7章 震災の想定

第1節 震災対策の基本的考え方

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の感覚で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

一方、宮崎県においては、日向灘を震源として津波などにより約200名の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662年）や、約1,300棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成8年度に日向灘北部、南部（M7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（M6.1）の想定を行い、その後、国の東南海・南海地震の想定を公表したことから、これを踏まえて、平成18年度に再度日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

宮崎県では、これをうけて最大クラスの地震（M9.1）、津波（M9.0）のシミュレーションを行い、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる宮崎県の被害想定を行った。

以上のことから、本村では、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

第2節 宮崎県を取り巻く地震環境

次の資料は1985年以降に宮崎県付近に発生した地震の震源とマグニチュードを示したものである。日向灘に震源が集中していることが伺える。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

【資料 1-1-7-01 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ】

次の資料はN75°W～S75°E方向で熊宮崎県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。日向灘沖から宮崎市の方向では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸

部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型（直下型）地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

【資料 1-1-7-02 宮崎県を中心とした、地震の震源断面図】

第3節 宮崎県における地震被害

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7 クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662 年の地震、1941 年の地震(M7.2)や 1968 年の地震(M7.5)では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931 年の地震(M7.1)および 1961 年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような津波の小さな地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする 1769 年の地震(M7 3/4)では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100～150km ほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898 年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約 150km)や 1899 年の宮崎県南部の深い地震 (M6.4、深さ約 100km)では小被害が生じ、1909 年の宮崎県西部の深い地震(M7.6、深さ約 150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があつて、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地(海成段丘)が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968 年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913 年にも 5 月と 7 月の 2 度にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707 年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946 年の南海地震(M8.0)では 2m 近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960 年のチリ地震津波では、最大 2m 前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水

をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

【資料 1-1-7-03 宮崎県の被害地震一覧】

【資料 1-1-7-04 昭和以降宮崎県内 震度 4 以上の地震観測表】

【資料 1-1-7-05 日本における近年の主な被害地震（1896 年以降）】

第4節 想定地震と被害想定

宮崎県では、従来から津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震と併せて東南海・南海地震について、内陸型の地震として、えびの・小林地震について、過去数百年の地震の発生履歴から再現し想定することを基本としていた。そのような中、国海は、2011年東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じ、海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになり、自然現象であるため大きな不確実性を伴うが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討する必要があるとして、南海トラフ巨大地震（M9クラス）の想定を行った。

そこで、従来想定していたものに南海トラフ巨大地震も加え、今後の本県の対策の基礎とする。

1. 日向灘地震の特徴と被害想定概要

1.1 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置し、過去10数年～数10年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70～80%で発生するとされている。

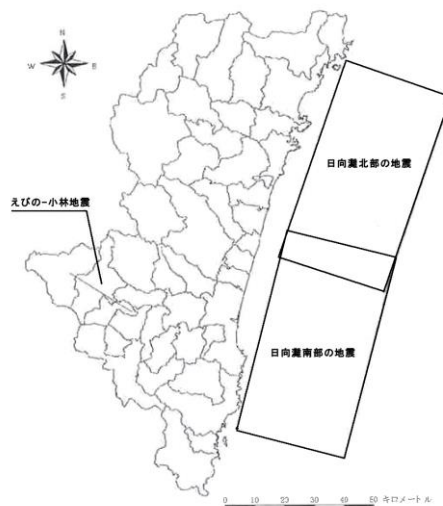


図 日向灘地震及びえびの・小林地震の想定震源域

	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.1前後
10年以内の発生確率	5%程度	30%～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70%～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80%～90%

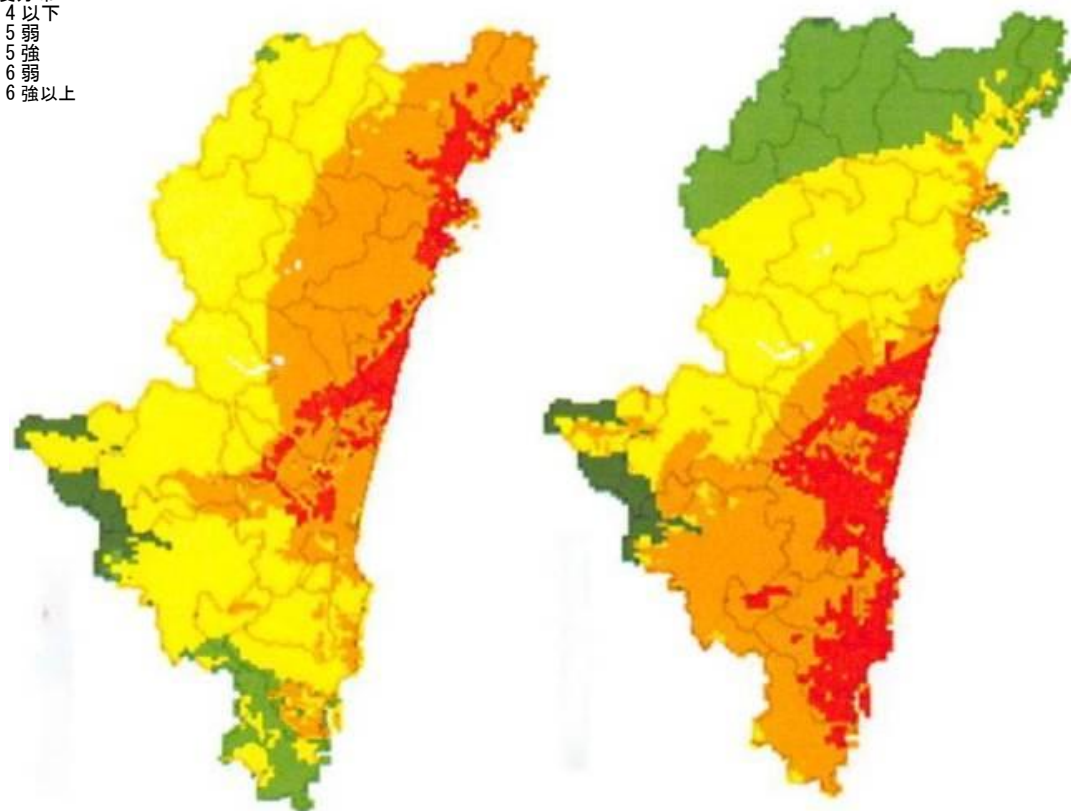
資料：地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2013年）」

1.2 被害想定概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5として想定する。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は以下のとおり。

震度分布
 4 以下
 5 弱
 5 強
 6 弱
 6 強以上



日向灘北部の地震

日向灘南部の地震

震度分布図

	日向灘北部地震		日向灘南部地震	
	県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
最大震度	震度 6 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 5 強
揺れによる人的被害（死者数）	約 330 名	0 名	約 880 名	0 名
揺れによる建物被害（全壊棟数）	約 14,400 棟	0 棟	約 22,600 棟	0 棟
揺れによる建物被害（半壊棟数）	約 30,200 棟	6 棟	約 46,000 棟	0 棟

資料：平成 18 年度「宮崎県減災計画」資料編

2. えびの・小林地震の特徴と被害想定概要

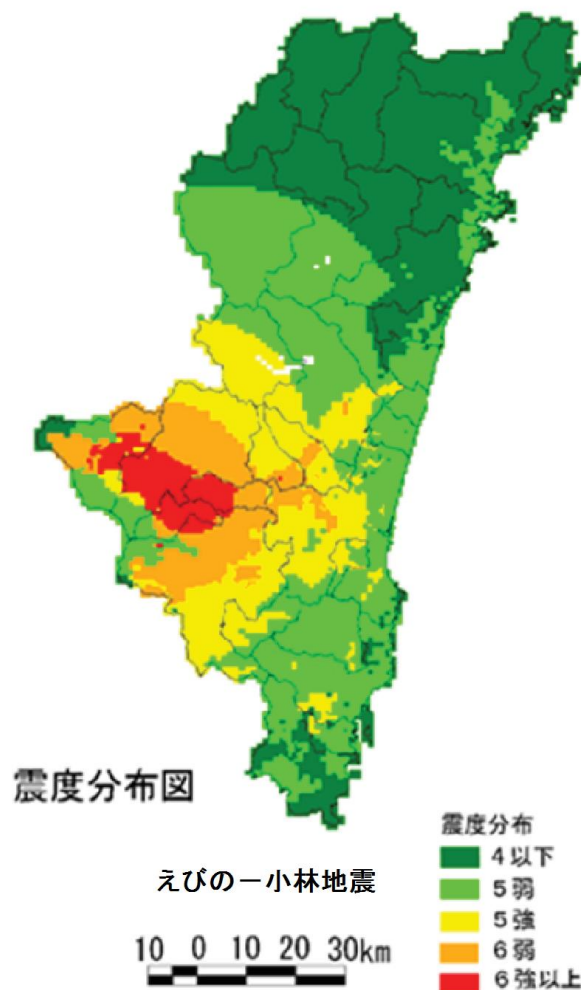
2.1 地震の特徴

えびの・小林地震の震源域であるえびの市付近は、これまでもたびたび群発的な地震活動を繰り返しており、1968年（昭和43年）には、マグニチュード6.1のえびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

2.2 被害想定概要

えびの・小林地震による被害想定は、過去発生した地震を考慮して、地震の規模をマグニチュード6.5として想定する。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は以下のとおり。



	えびの・小林地震	
	県内全域	諸塚村
最大震度	震度6強	震度4以下
揺れによる人的被害（死者数）	約110名	0名
揺れによる建物被害（全壊棟数）	約4,400棟	0棟
揺れによる建物被害（半壊棟数）	約12,900棟	0棟

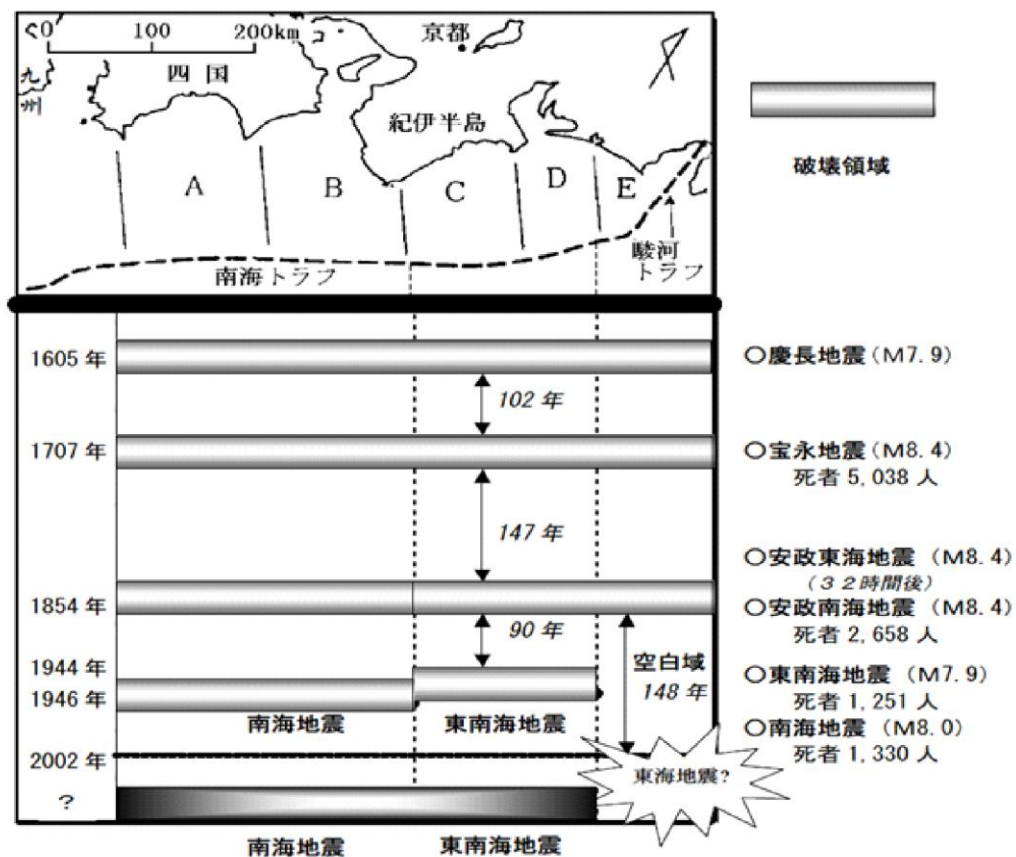
資料：平成18年度「宮崎県減災計画」資料編

3. 東南海・南海地震の特徴と被害想定概要

3.1 地震の特徴

静岡県隠岐から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去 100～150 年間間隔で発生している。直近では昭和 19 年に東南海地震、昭和 21 年に南海地震が発生しており、マグニチュード 8 クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。えびの地震が発生し、多数の建物被害が発生している。

また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広域な地域に大きな被害が及ぶと予測されている。

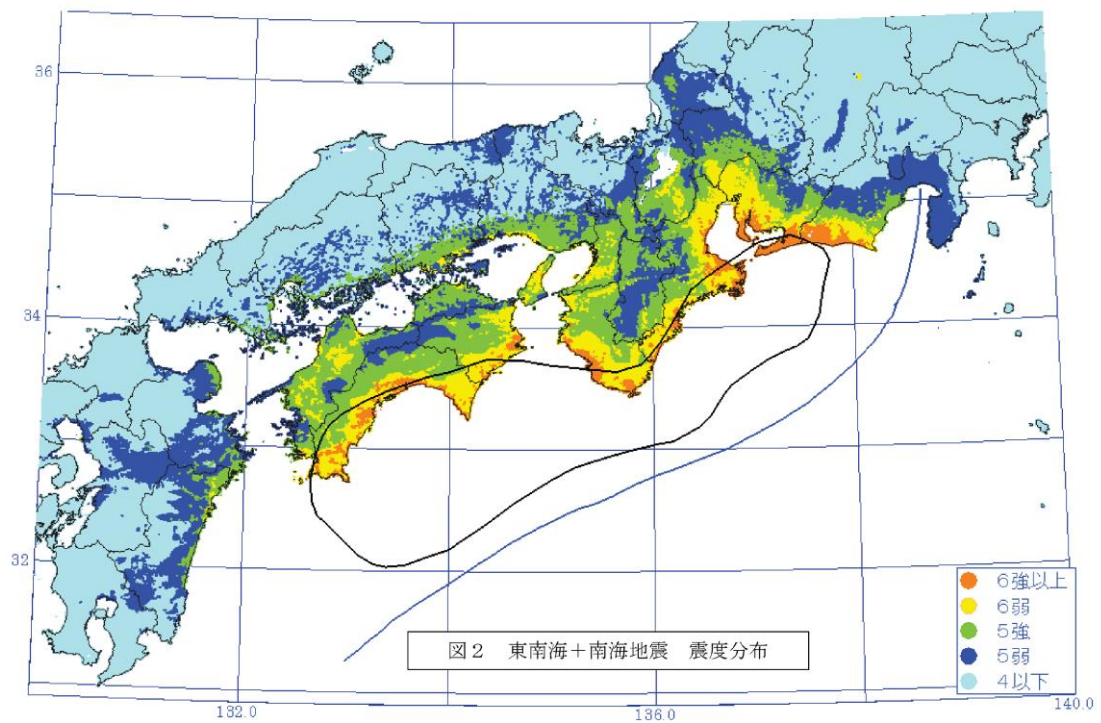


資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）

3.2 被害想定概要

東南海・南海地震による被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6として想定する。

予測される震度分布、被害想定結果の概要は以下のとおり。



	東南海・南海地震
	県内全域
最大震度	震度 6 弱
揺れによる人的被害（死者数）	約 20 名
揺れによる建物被害（全壊棟数）	約 700 棟

資料：中央防災会議「東南海・南海地震に関する専門調査会」

4. 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

4.1 地震の特徴

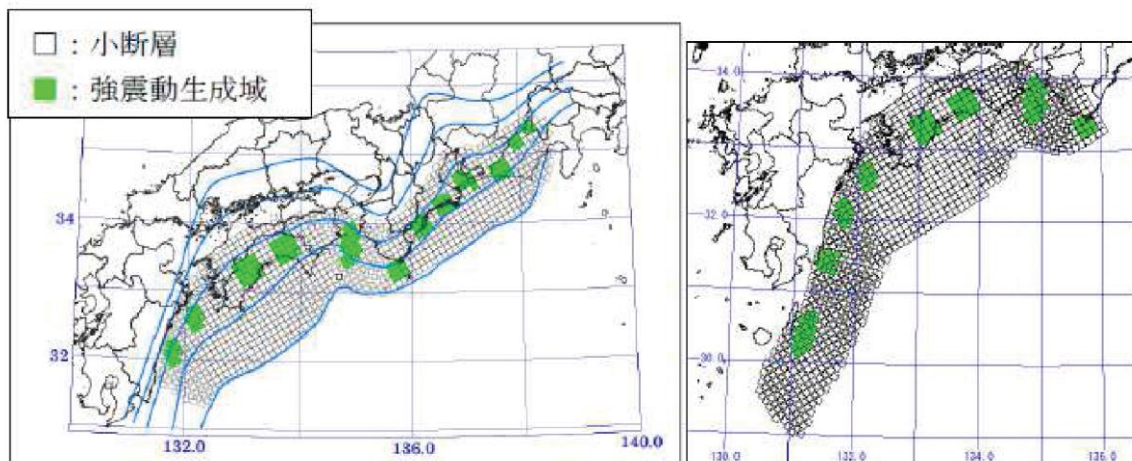
静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

宮崎県では、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。

(1) 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周囲の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強振動生成域を新たに配置したモデルを選定した。



強震断層モデル （左）内閣府モデル（M9.0）

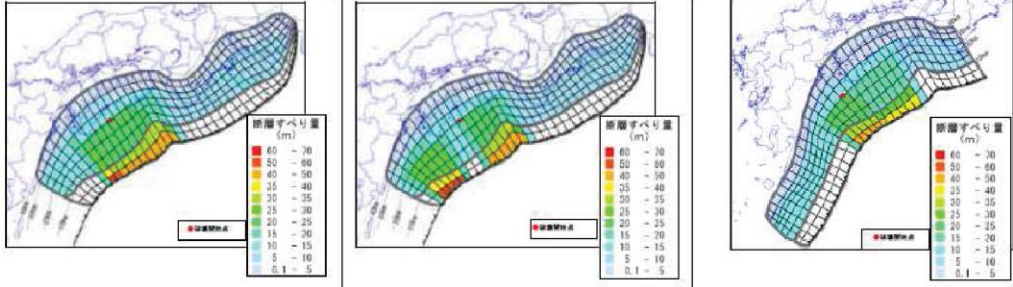
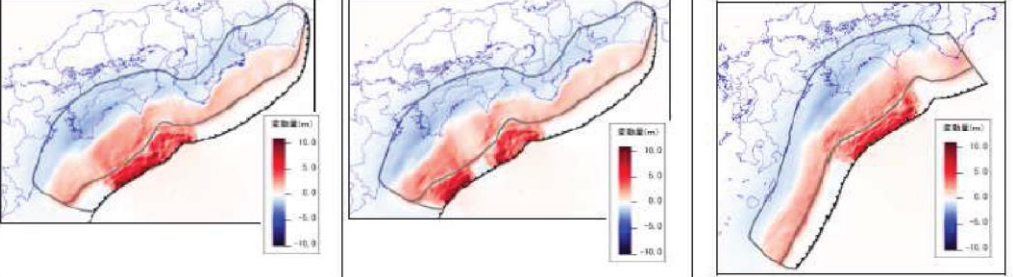
（右）宮崎県独自モデル（M8.9）

※強震動生成域：強い地震はを発生させるところ

(2)津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」、「ケース⑪」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

対象 津波	南海トラフの巨大地震（考える最大クラス）		
	「南海トラフの巨大地震モデル検討会」 公表（H24.8.29）による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」 による想定地震津波
	（ケース④）	（ケース⑪）	
マグニ チュード	Mw = 9.1		Mw = 9.1
使用 モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告） モデル （以下、内閣府モデル）		宮崎県独自モデル
概要	説明		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一定の領域（セグメント）まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
	震源域		
	地盤の鉛直方向変動量分布		

津波断層モデル

4.2 被害想定概要

(1) 地震動について

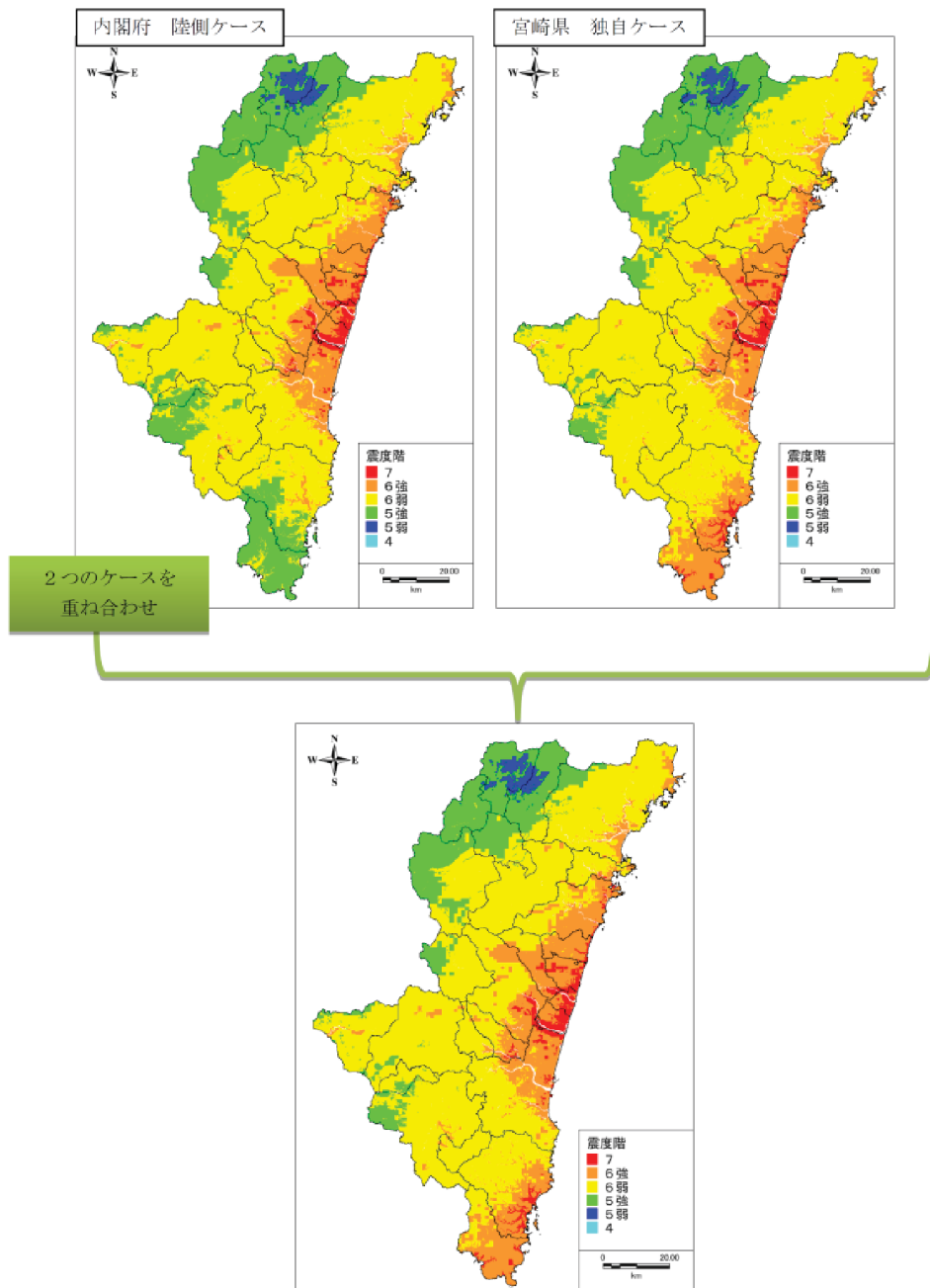
宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。

また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周囲の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強振動生成域（SMGA※）を新たに配置したモデルを選定した。

以上の計2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

予想される震度分布は、以下のとおり。

(2)



被害想定について

宮崎県内に影響の大きい2つのケースについて、各種想定を行った。

【想定ケース①】

内閣府が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース⑪）を用いて、宮崎県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

【想定ケース②】

宮崎県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

（最大震度及び最大津波高）

最大震度（県内）	最大津波高（県内）
震度7	17m

（被害想定）

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	宮崎県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害 (全壊棟数)	約83,000棟	約89,000棟	約88,000棟
人的自害 (死者数)	約42,000人	約35,000人	約28,000人

①建物被害

	想定ケース①		想定ケース②	
	県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
液状化による建物被害 (全壊棟数)	約 7,100 棟	—	約 7,100 棟	—
液状化による建物被害 (半壊棟数)	約 28,000 棟	—	約 28,000 棟	—
揺れによる建物被害 (全壊棟数)	約 50,000 棟	—	約 58,000 棟	—
揺れによる建物被害 (半壊棟数)	約 76,000 棟	約 70 棟	約 81,000 棟	約 70 棟
急傾斜地崩壊による建物被害 (全壊棟数)	約 400 棟	—	約 400 棟	—
急傾斜地崩壊による建物被害 (半壊棟数)	約 900 棟	約 10 棟	約 900 棟	約 10 棟
火災による家屋等の焼失 (最大焼失数)	約 3,100 棟	—	約 3,300 棟	—

—：わずか

1 〈第 1 編 総則〉
第 7 章 震災の想定
第 4 節 想定地震と被害想定

②人的被害

	想定ケース①		想定ケース②	
	県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
建物倒壊による死者数 (最大)	約 3,700 人	—	約 4,200 人	—
建物倒壊による負傷者数 (最大)	約 20,000 人	約 10 人	約 21,000 人	約 10 人
急傾斜地崩壊による死者数 (最大)	約 50 人	—	約 50 人	—
急傾斜地崩壊による負傷者数 (最大)	約 60 人	—	約 60 人	—
火災による死者数 (最大)	約 170 人	—	約 200 人	—
火災による負傷者数 (最大)	約 270 人	—	約 300 人	—
建物倒壊に伴う要救助者数 (最大)	約 12,000 人	—	約 14,000 人	—
要入院数	約 20,000 人	約 10 人	約 21,000 人	約 10 人

—：わずか

③ライフライン

ア 上水道・下水道

		想定ケース①		想定ケース②	
		県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
上 水 道	被災直後の断水人口	約 1,051,000 人	約 650 人	約 1,058,000 人	約 650 人
	被災直後の断水率	96%	84%	97%	83%
	被災 1 日後の断水人口	約 928,000 人	約 390 人	約 948,000 人	約 370 人
	被災 1 日後の断水率	85%	50%	87%	48%
	被災 1 週間後の断水人口	約 693,000 人	約 190 人	約 706,000 人	約 180 人
	被災 1 週間後の断水率	63%	24%	65%	23%
	被災 1 ヶ月後の断水人口	約 249,000 人	約 20 人	約 240,000 人	約 20 人
	被災 1 ヶ月後の断水率	23%	3%	22%	3%
下 水 道	被災直後の断水人口	約 644,000 人	約 160 人	約 644,000 人	約 150 人
	被災直後の断水率	95%	73%	95%	73%
	被災 1 日後の断水人口	約 512,000 人	約 40 人	約 489,000 人	約 40 人
	被災 1 日後の断水率	76%	20%	72%	18%
	被災 1 週間後の断水人口	約 332,000 人	—	約 241,000 人	—
	被災 1 週間後の断水率	49%	0%	36%	0%
	被災 1 ヶ月後の断水人口	約 299,000 人	—	約 201,000 人	—
	被災 1 ヶ月後の断水率	44%	0%	30%	0%

—：わずか

※断水率は各市町村の給水人口に占める断水人口の割合。

イ 電力

	想定ケース①		想定ケース②	
	県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
被災直後の停電件数	約 534,000 軒	約 1,100 軒	約 541,000 軒	約 1,000 軒
被災直後の停電率	91%	73%	92%	72%
被災1日後の停電件数	約 328,000 軒	約 270 軒	約 341,000 軒	約 250 軒
被災1日後の停電率	56%	19%	58%	17%
被災1週間後の停電件数	約 109,000 軒	約 20 軒	約 105,000 軒	約 20 軒
被災1週間後の停電率	18%	2%	18%	1%
被災1ヶ月後の停電件数	約 54,000 軒	—	約 43,000 軒	—
被災1ヶ月後の停電率	9%	0%	7%	0%

—：わずか

※停電率は各市町村の電灯件数に占める停電件数の割合。

ウ 通信

		想定ケース①		想定ケース②	
		県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
固定電話	被災直後の不通回線数	約 338,000 回線	約 660 回線	約 343,000 回線	約 650 回線
	被災直後の不通回線率	91%	73%	92%	72%
	被災1日後の不通回線数	約 213,000 回線	約 170 回線	約 221,000 回線	約 160 回線
	被災1日後の不通回線率	57%	19%	59%	17%
	被災1週間後の不通回線数	約 52,000 回線	—	約 42,000 回線	—
	被災1週間後の不通回線率	14%	0%	11%	0%
	被災1ヶ月後の不通回線数	約 25,000 回線	—	約 18,000 回線	—
	被災1ヶ月後の不通回線率	7%	0%	5%	0%
携帯電話	被災直後の停波基地局数	13%	11%	13%	11%
	被災直後の不通ランク	A	A	A	A
	被災1日後の停波基地局数	69%	30%	71%	28%
	被災1日後の不通ランク	A	—	A	—
	被災1週間後の停波基地局数	32%	12%	31%	12%
	被災1週間後の不通ランク	—	—	—	—
	被災1ヶ月後の停波基地局数	22%	11%	21%	11%
	被災1ヶ月後の不通ランク	—	—	—	—

—：わずか

※不通回線率は各市町村の回線数に占める不通回線数の割合。

※停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合。

※携帯電話不通ランク A:非常につながりにくい、B:つながりにくい、C:ややつながりにくい。

1 〈第1編 総則〉
第7章 震災の想定
第4節 想定地震と被害想定

④道路

	想定ケース①		想定ケース②	
	県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
津波浸水域被害箇所	320 箇所		260 箇所	
津波浸水域外被害箇所	1,100 箇所	20 箇所	1,100 箇所	20 箇所

⑤避難者等

			想定ケース①		想定ケース②	
			県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
避難者	被災 1 日後の避難者数		約 333,000 人	約 40 人	約 332,000 人	約 40 人
		避難所内	約 211,000 人	約 30 人	約 209,000 人	約 30 人
		避難所外	約 122,000 人	約 20 人	約 123,000 人	約 20 人
	被災 1 週間後の避難者数		約 393,000 人	約 160 人	約 399,000 人	約 150 人
		避難所内	約 246,000 人	約 80 人	約 242,000 人	約 70 人
		避難所外	約 147,000 人	約 80 人	約 157,000 人	約 70 人
	被災 1 ヶ月後の避難者数		約 383,000 人	約 90 人	約 393,000 人	約 90 人
		避難所内	約 115,000 人	約 30 人	約 118,000 人	約 30 人
		避難所外	約 268,000 人	約 70 人	約 275,000 人	約 60 人
帰宅困難者			約 45,000 人	約 110 人	約 45,000 人	約 110 人
災害時要援護者	被災 1 日後の避難者数		約 73,000 人	約 10 人	約 74,000 人	約 10 人
		避難所内	約 47,000 人	約 10 人	約 47,000 人	約 10 人
		避難所外	約 27,000 人	約 10 人	約 27,000 人	約 10 人
	被災 1 週間後の避難者数		約 87,000 人	約 50 人	約 90,000 人	約 50 人
		避難所内	約 54,000 人	約 20 人	約 54,000 人	約 20 人
		避難所外	約 32,000 人	約 20 人	約 35,000 人	約 20 人
	被災 1 ヶ月後の避難者数		約 84,000 人	約 30 人	約 88,000 人	約 30 人
		避難所内	約 25,000 人	約 10 人	約 26,000 人	約 10 人
		避難所外	約 59,000 人	約 20 人	約 62,000 人	約 20 人
避難所内の要援護者	65 歳以上の単身高齢者	約 12,000 人	約 10 人	約 12,000 人	約 10 人	
	身体障害者	約 13,000 人	約 10 人	約 13,00 人	約 10 人	
	要介護認定者	約 8,600 人	約 10 人	約 8,600 人	約 10 人	

※避難所内の要援護者の人数は、属性間での重複あり。

※避難所内の要援護者は、災害発生して1週間後に避難所内に滞在する災害時要援護者の人数。

⑥物資需要量

		想定ケース①		想定ケース②	
		県内全域	諸塚村	県内全域	諸塚村
被災1日後	食糧	約 760,000 食	約 100 食	約 753,000 食	約 90 食
	飲料水	約 2,783,000 ℓ	約 1,200 ℓ	約 2,844,000 ℓ	約 1,100 ℓ
	毛布	約 371,000 枚	約 50 枚	約 362,000 枚	約 50 枚
被災1週間後	食糧	約 885,000 食	約 280 食	約 870,000 食	約 270 食
	飲料水	約 2,079,000 ℓ	約 560 ℓ	約 2,119,000 ℓ	約 540 ℓ
	毛布	約 396,000 枚	約 40 枚	約 372,000 枚	約 40 枚
被災1ヶ月後	食糧	約 414,000 食	約 100 食	約 424,000 食	約 100 食
	飲料水	約 748,000 ℓ	約 70 ℓ	約 720,000 ℓ	約 30 ℓ
	毛布	約 177,000 枚	約 30 枚	約 174,000 枚	約 30 枚

第5節 発災時に必要とされる行動の概要

次の資料は、消防科学総合センター（調査研究課長 日野宗門氏）の作成したシナリオを下敷きとして、被害想定結果及び機能支障、復旧などの解析結果を当てはめ、4 つの想定地震が発生した場合にどのような時間経過でどのような行動が必要かを整理したものである。

言うまでもなく、実際の行動がこの通りに行われるわけではなく、多くの不確実な要素が含まれるが、本地域防災計画書ではこれらの、想定解析結果を下敷きとしてより現実的なものとする。

【資料 1-1-7-06 発災時に必要とされる行動の概要（日向灘北部地震の場合）】

第8章 原子力災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一宮崎県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本件に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から本件に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、同発電所で次に掲げる事象が発生した場合を想定する。

- (1) 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ宮崎県と九州電力株式会社において定める事象をいう。）の発生について宮崎県から連絡を受けたとき。
- (2) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生について宮崎県から連絡を受けたとき。

なお、宮崎県からの距離が約 150 キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約 90 キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応する。

第9章 災害履歴

本村の過去の災害状況については、次の資料のとおりである。

【資料 1-1-9-1 諸塚村近年の災害状況】